

上下水道局の工事の元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者の皆さまへ

平成24年10月1日に「京都市暴力団排除条例」が施行され、本市の事務事業からの暴力団排除の取組が強化されます。これに伴い、一定範囲の下請契約者及び物品納入等契約者の皆さまが、**10月1日以降に本市の工事に関連する下請契約又は物品納入等契約（いずれも契約金額150万円以上）を締結する場合には、相手方から自己及び役員等が暴力団員等に該当しない旨の誓約書（第2号様式）を徴し、5年間保管しなければなりません。**

違反すれば罰則もありますので、条例の趣旨をよく御理解いただき、条例に適合した取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

また、元請契約者の皆さまは、下請契約者や物品納入等契約者の皆さまに十分ご説明いただきますようお願いいたします。

以下の点にご留意ください。

- 1 元請契約の契約日にかかわらず、平成24年10月1日以降に本市の工事に関連する下請契約や物品納入等契約（いずれも契約金額150万円以上）を締結する場合には、相手方から誓約書を徴しなければなりません。

誓約書を徴しなければならない下請契約者及び物品納入等契約者の範囲は別添のリーフレットの3ページをご覧ください。

なお、この条例における下請契約及び物品納入等契約は次のとおりです。

※ 下請契約

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。

※ 物品納入等契約

たとえば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

- 2 契約の相手方から徴した誓約書は5年間保管しなければなりません。本市に提出する必要はありません。ただし、後日、原本の確認、写しの提出等を求めることがあります。

- 3 その他別添のリーフレットをよくお読みください。